

福祉サービス事業

市内に居住する要介護者や、在宅で日常生活を営むのに支障がある方に福祉サービスを提供しています。

【移送サービス】

市内に居住され、普段車イスで生活しておられる高齢者や重度の障がいのある方が、気軽に外出できるようにスロープ付き自動車で外出するための援助を行います。

対象者

介護保険法にいう「要介護者」及び「要支援者」、身体障害者福祉法にいう「身体障がい者」、その他肢体不自由・内部障がい・精神障がい・知的障がい等により、独立した歩行が困難な者であって単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者で、事前に利用者登録をした者及び付添人。

内容

通院や公共施設の利用、レクリエーションへの外出時に、スロープ付自動車でボランティアによる送迎を行います。

登録料

年間 1,200円（但し、年度途中については、月割で1か月100円）

利用料

1乗車につき

2km以内	300円	18km超 24km以内	2,000円
2km超 6km以内	500円	24km超 30km以内	2,500円
6km超 12km以内	1,000円	30km超 40km以内	3,000円
12km超 18km以内	1,500円	40km超以降10kmごとに500円加算	

※料金は、1乗車当たりの金額で往復の場合は2乗車

取消料300円（利用日当日に迎えに行った時点でのキャンセルについて徴収いたします）

適用方法

- (1) 1乗車ごとに移送サービス車のトリップメーターにより算出した利用料金を適用
- (2) 1乗車利用料の起点・終点（往復の場合は2乗車）

起点：乗車地点 終点：降車地点 但し、通行料・駐車料が必要な場合は、実費負担要

【車いすの貸出】

市内に居住で、ケガや病気などで日常生活を営むのに支障があり、介護保険制度による要介護者等（認定者）に該当しない方に、車いすの貸出を行います。

利用料

車いす：1日30円

日常生活自立支援事業

権利侵害を受けやすい認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者の権利を擁護するため、また安心して在宅生活がおくれるように、福祉サービスの利用援助相談、日常的金銭管理サービス、通帳や諸書類・はんこ等の預かりサービスを提供しています。

- 対象者** 認知症などにより、福祉サービスの利用、日常金銭管理などに支援が必要な方
- 利用料** 収入や預貯金の額によって、サービスごとに無料～3,000円/月。相談は無料
- 問合せ先** ☎661-7000

暮らしの総合相談事業

【心配ごと相談】

- 開催日** 毎週水曜日（祝日は休み）
- 受付時間** 午後1時～午後3時（受付人数によりお断りする場合があります）
- 受付場所** 高槻阪急6階 社会福祉協議会相談室

【身近な福祉相談（暮らしの相談）】

- 開催日** 毎週月・金曜日（祝日は休み）
- 受付時間**
 - ・午後1時～午後3時（月曜日は午後4時迄）
 - ・金曜日のみ電話相談あり
- 受付場所** 高槻阪急6階 社会福祉協議会相談室
- ☎681-8739**

【ボランティア相談】

- 開催日** 毎週火・木曜日（祝日は休み）
- 受付時間** ・午後1時～午後4時
- 受付場所** 高槻阪急6階 社会福祉協議会相談室
- 問合せ先** ☎681-8719（ただし、受付時間中）

地区福祉委員会による支援事業

【小地域ネットワーク活動】

誰もが地域の中で安心して生活できるように、地区福祉委員会が地域住民と関係機関・団体の参加と協力による支え合い、助け合い活動として、「個別援助活動」と「グループ援助活動」からなる小地域ネットワーク活動を行っています。

個別援助活動

- 高齢者の要望により、家庭を定期的に訪問し、
- ①見守り、声かけ訪問（ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦で高齢者地域支えあい事業対象者以外の方等）
 - ②家事援助
 - ③簡易なサービス
- などの個別援助活動を行います。

グループ援助活動

- 地域の高齢者、障がい児者、子育て中の親など、参加を希望される方を対象に
- ①ふれあい食事（会食）サービス
 - ②いきいきサロン
 - ③地域リハビリサロン
 - ④子育てサロン（子育て中の親子が対象）
 - ⑤地域の交流の場づくり（ふれあい喫茶）
 - ⑥世代間交流（子どもとのふれあい交流）
- などのグループ援助活動を行います。

本人・家族の会

【高槻市介護者家族の会】

寝たきりや認知症などの高齢者等を介護している家族が連帯し、相互の交流と親睦を図るとともに、関係機関・団体との連携を密にし、介護者家族の福祉向上を図ることを目的としています。

問合せ先 高槻市介護者家族の会（事務局）高槻市社会福祉協議会内（☎674-7497）

コミュニティソーシャルワーク（CSW）事業

市内に居住している方を対象に、地域に出向き、日頃の暮らしの中の困ったこと、悩んでいること、誰に相談すればいいかわからないことなどの相談にのり、一緒に解決方法を考えます。

コミュニティソーシャルワーカーとは、行政や地域包括支援センター、ボランティア、民生委員児童委員、地区福祉委員、社会福祉施設、警察、医療機関等と連携して、課題の解決につながるよう手助けしていく社会福祉士・精神保健福祉士の資格を持つ専門相談員です。

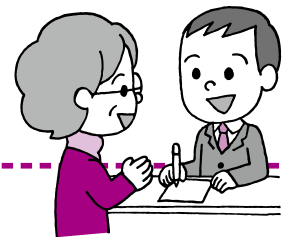
問合せ先 高槻市社会福祉協議会（☎674-7494）

●福祉向上のための活動

民生委員児童委員の活動

民生委員児童委員は、民生委員法及び児童福祉法に基づき設けられており、厚生労働大臣と高槻市長が委嘱します。その活動としては、高齢者、障がいのある方、児童、ひとり親家庭、低所得者世帯などの福祉向上のために

- ①必要な援助についての相談
 - ②関係行政機関等への協力
 - ③地域福祉活動への協力
 - ④各種社会福祉調査活動
- などを行います。



問合せ先 高槻市民生委員児童委員協議会（☎674-7163）